

## 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（直轄）実施要領

令和2年4月1日付け元農振第3406号

各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
国土交通省北海道開発局長

} 殿

農林水産省農村振興局長

### 第1 趣旨

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（以下「本事業」という。）の実施は、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（直轄）実施要綱（令和2年4月1日付け元農振第3405号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### 第2 事業実施手続

要綱第6の事業実施計画は、別記様式第1号により作成し、事業実施年度の前年度の2月15日までに農林水産省農村振興局長に提出するものとする。

### 第3 事業内容

1 要綱第2の1の事業内容は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ必要となる業務とする。

(1) 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査

① 分析調査に必要となる塗膜の剥離（剥離箇所の再塗装を含む。）及び剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置

② ①により剥離した塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査

(2) PCBを含む塗膜の処理等

① 土地改良施設全体の塗膜の剥離及び剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置

② ①により剥離した塗膜の処分（処理施設までの運搬を含む。）

③ ①により塗膜を剥離した施設の再塗装

2 要綱第2の2の事業内容は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ必要となる業務とする。

(1) PCB廃棄物の収集運搬

PCB廃棄物の収集運搬業者によるPCB廃棄物の収集及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）に基づき設立される法人。以下同じ。）その他廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する

法律（昭和45年法律第137号）に基づき環境大臣が認定する無害化処理認定事業者又は都道府県知事等からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者をいう。以下同じ。）の施設への運搬、搬入（これらに伴うPCB廃棄物の積み込み、積下し、積替え、保管、液抜き等処分を含む。）

(2) PCB廃棄物の処理

中間貯蔵・環境安全事業株式会社その他廃棄物処理業者に搬入したPCB廃棄物の処理

**第4 事業実施結果の報告**

要綱第8の事業実施結果の報告は、別記様式第2号により、事業実施年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。

**第5 その他**

令和2年度における要綱第6の事業実施計画の提出期限は、第2にかかわらず、令和2年11月末日までとする。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

〇〇年度土地改良施設PCB廃棄物処理実施計画

1 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査等(要綱第2の1の事業関係)

(1) 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査

地区名	施設の名称及び塗装部位	造成又は再塗装の時期	経費(千円)			備考
			剥離 (再塗装を含む。)	仮設物	分析調査	

(記載要領)

- 1 「地区名」欄には、施設を造成した国営土地改良事業の地区名を記載すること。
- 2 「施設の名称及び塗装部位」欄には、〇〇頭首工、〇〇機場等の施設の名称及び分析対象となる塗装部位(ゲート等)を記載すること。
- 3 「造成又は再塗装の時期」欄には、施設の造成時の塗装又は再塗装が、PCBを含む塗料又はPCBを含むおそれがある塗料を用いて行われた年度を記載すること。
- 4 「経費」欄には、要領第3の1の(1)の実施に必要なとなる経費を業務ごとに記載すること。

(2) PCBを含む塗膜の処理等

地区名	施設の名称及び塗装部位	塗膜中のPCB濃度		処分重量(kg)	経費(千円)					備考
		(mg/kg)	高濃度/ 低濃度		剥離	仮設物	収集運搬	処分	再塗装	

(記載要領)

- 1 「地区名」欄には、施設を造成した国営土地改良事業の地区名を記載すること。
- 2 「施設の名称及び塗装部位」欄には、〇〇頭首工、〇〇機場等の施設の名称及び分析対象となる塗装部位(ゲート等)を記載すること。
- 3 「塗膜中のPCB濃度」欄には、分析調査の結果等に基づく塗膜のPCB含有濃度の値と、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第215号)に規定する基準に基づき、高濃度及び低濃度の別を記載すること。
- 4 「処分重量」欄には、処分が必要となるPCBを含む塗膜(以下「PCB含有塗膜」という。)の重量を記載すること。
- 5 「経費」欄には、要領第3の1の(2)の実施に必要なとなる経費を業務ごとに記載

すること。

(3) PCB廃棄物収集運搬業者等との調整状況

① PCB廃棄物収集運搬業者

運搬業者名	
搬出時期	年 月 日 (予定)
備 考	

② PCB廃棄物処理業者

ア 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	搬入する事業所	北海道・東京・豊田・大阪・北九州
	搬入時期	年 月 日 (予定)
イ その他の廃棄物処理業者	処分場名	
	搬入時期	年 月 日 (予定)

(記載要領)

- 1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理対象となるPCB含有塗膜の場合、アの欄に記載すること。
- 2 アの「搬入する事業所」欄には、該当箇所には○を付けること。
- 3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理対象外のPCB含有塗膜の場合、イの欄に記載すること。
- 4 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理対象及び処理対象外のPCB含有塗膜が混在し、各々収集運搬する場合であって、PCB廃棄物収集運搬業者が別の場合は、1の(3)の①については、それぞれ分けて記載すること。
- 5 不要な箇所には斜線を引くこと。

2 PCB廃棄物の処理 (要綱第2の2の事業関係)

(1) PCB廃棄物の保管者の概要

保管者名	
保管者の所在地	

(2) PCB廃棄物の保管状況

PCB廃棄物の種類	PCB濃度	個数	重量(kg)	保管場所	保管状況等	備考

(記載要領)

- 1 「PCB廃棄物の種類」欄には、「高圧コンデンサ」、「トランス」等、具体的に記載すること。
- 2 「PCB濃度」欄には、PCB廃棄物のPCB濃度について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）に規定する基準に基づき、高濃度及び低濃度の別を記載すること。
- 3 「保管場所」欄には、住所のほか、〇〇機場内、〇〇事務所内倉庫等、具体的な保管場所を記載すること。
- 4 「保管状況等」欄には、「容器の形状」、「囲い等の有無」、「漏れ等のおそれの有無」等について、それぞれ現在の状況を記載し、他に特記すべき事項があれば、その旨を記載すること。

(3) PCB廃棄物収集運搬業者等との調整状況

① PCB廃棄物収集運搬業者

運搬業者名	
搬出時期	年 月 日 (予定)
備考	

② PCB廃棄物処理業者

ア 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	搬入する事業所	北海道・東京・豊田・大阪・北九州
	搬入時期	年 月 日 (予定)
イ その他の廃棄物処理業者	処分場名	
	搬入時期	年 月 日 (予定)

(記載要領)

- 1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理対象となるPCB含有塗膜の場合、アの欄に記載すること。
- 2 アの「搬入する事業所」欄には、該当箇所には○を付けること。
- 3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理対象外のPCB含有塗膜の場合、イの欄に記載すること。
- 4 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理対象及び処理対象外のPCB含有塗膜が混在し、各々収集運搬する場合であって、PCB廃棄物収集運搬業者が別の場合は、2の(3)の①については、それぞれ分けて記載すること。
- 5 不要な箇所には斜線を引くこと。

(別記様式第2号)

〇〇年度土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(直轄)実績報告書

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿

(北海道及び沖縄県にあっては、農林水産省農村振興局長)

地方農政局長

(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長)  
(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

下記のとおり事業を実施したので、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(直轄)実施要綱第8に基づき報告します。

記

1 実施内容

(1) 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査等

① 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査

地区名	施設の名称及び塗装部位	分析調査実施機関	備考

(記載要領)

- 「地区名」及び「施設の名称及び塗装部位」の欄は、土地改良施設PCB廃棄物処理実施計画の記載要領を参考に記載すること。
- 「分析調査実施機関」欄には、分析調査を実施した機関名を記載すること。

② PCBを含む塗膜の処理等

地区名	施設の名称及び塗装部位	塗膜中のPCB濃度		処理		再塗装		備考
		(mg/kg)	高濃度/ 低濃度	重量(kg)	処理業者	塗装部位	面積(m <sup>2</sup> )	

(記載要領)

各欄は、土地改良施設PCB廃棄物処理実施計画の記載要領を参考に記載すること。

(2) PCB廃棄物の処理

PCB廃棄物の種類	PCB濃度	個数	処分重量(kg)	収集運搬事業者	処理業者	備考

(記載要領)

「PCB廃棄物の種類」欄には、「高圧コンデンサ」、「トランス」等、具体的に記載すること。また、その他の各欄は、土地改良施設PCB廃棄物処理実施計画の記載要領を参考に記載すること。

2 事業決算書

(単位：円)

国庫負担金	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
1 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査等				
2 PCB廃棄物の処理				
計				